

介護保険負担限度額認定の対象者について

負担限度額認定を受けられるのは、次の①と②の要件の両方を満たしている人です。

- ① 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税の人
- ② 預貯金等の額が基準額以下の人

上記①・②の要件を満たす人は、所得等の基準により、以下のいずれかの段階に応じた負担軽減を受けることができます。

利用者 負担段階	所得等の基準	居住費（滞在費）〈日額〉					食費〈日額〉	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	施設入所者	ショートステイ利用者
				特養等	老健・医療院			
基準費用額 (国の基準)	下記段階以外の人	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	特養等 915円 老健等 437円	1,445円	1,445円
第1段階	生活保護を受けている人または老齢福祉年金を受給している人で預貯金額が単身1,000万円（夫婦の場合2,000万円）以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	年金収入等の金額が80万円以下で預貯金額が単身650万円（夫婦の場合1,650万円）以下	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	年金収入等の金額が80万円超120万円以下で預貯金額が単身550万円（夫婦の場合1,550万円）以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	年金収入等の金額が120万円超で預貯金額が単身500万円（夫婦の場合1,500万円）以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円